

北熊本 (R3) 自動車訓練場道路補修工事

北熊本駐屯地業務隊

工事件名	北熊本 (R3) 自動車訓練場道路補修工事						図面番号	/
図面名称	表 紙						縮 尺	/
業務隊長	管理科長	營繕班長	工事企画	施設管理	管財主任		設計者	
北熊本駐屯地業務隊管理科								
							令和 3年 6月14日	

仕 様 書

- 1 工事件名：北熊本 (R3) 自動車訓練場道路補修工事
- 2 工事場所：熊本県合志市豊岡字須屋久保 陸上自衛隊黒石原演習場
- 3 工事期間：契約締結日の翌日～令和3年12月24日 (金)
(現場作業可能期間は、令和3年11月1日(月)～同年11月17日(水)とする。)

4 工事概要

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
1 土木工事			
1 路盤工			
上層路盤	車道部 M-30	20 m ²	
2 アスファルト舗装工			
(1) 表層	車道部 再生密粒77JY(13)	595 m ²	
(2) 基層	車道部 再生粗粒77JY(20)	20 m ²	
3 区画線工			
(1) 溶融式区画線	実線 白色 W=150	12.25 m	中央線
(2) 溶融式区画線	破線 白色 W=150	16.8 m	中央線
(3) 溶融式区画線	実線 白色 W=450	7.7 m	停止線
(4) 溶融式区画線	実線 白色 W=450	55.35 m	横断歩道
(5) 溶融式区画線	実線 白色 W=150	19.2 m	矢印(右折)
(6) 溶融式区画線	実線 白色 W=150	25.6 m	矢印(直進左折)
(7) 溶融式区画線	実線 白色 W=150	22.24 m	交差点
4 撤去工		1 式	
5 その他	産業廃棄物運搬処分	1 式	

5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(以下、「標仕」という。)」[「公共建築改修工事標準仕様書(以下、「改修標仕」という。)]及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ「施工計画書(施工の具体的な計画を定めたもの)・施工図・工事工程表」を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事には、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、工事完了後速やかに現像し、A4判アルバム(プリント可)に整理のうえ1部提出すること。
- (6) 工事実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告すると

ともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。

- (7) 工事実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 工事実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア～カの事項を満たすものとする。
- ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ウ 安定的な供給が可能であること。
 - エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
- (10) 工事に必要な電気・水についてはすべて有償とし、請負者によるメーカーの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
- (11) 訓練場の出入門時間は、8時30分～17時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。
- (12) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材引渡書を提出し、所定の位置（場内運搬距離約1km）に搬入・集積する。その他の廃品等については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を守り請負業者の責任において場外処分すること。処分完了後、処分完了が証明できる書類（写真の写し）を官側に提出するものとする。
- (13) 本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (14) 請負者は下請等契約を行う場合は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める書類等を速やかに提出及び処置を行うこと。
- (15) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を工事現場に備えると共に監督官に提出すること。なお、提出時期は工事施工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
- (16) 一般事項及び特記事項で選択する部分については、●印が付いたものを適用する。
- (17) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。
- 6 特記事項
- ※ []内の番号等については、標仕・改修標仕番号とする。
- (1) 共通
- ア 再生資材の利用
- 受注者は、下表に掲げる区分に応じ、再生資材を利用するものとする。なお、やむを得ない理由により利用が難しい場合は、監督官と協議するものとする。

名称	用途
●再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及び駐車場舗装の表層材料及び基層材料
●再生クワツシヤラン	道路舗装及び駐車場舗装の路盤材料、構造物の裏込材料及び基礎材料

(2) 土工事

ア 発生土

(7) 仮置き

埋め戻し用発生土の仮置き場は次による。

○ 付近に集積する。

● 配置図に示す場所 (運搬距離：約 0.5km) に運搬し、集積する。

(4) 処分

発生土の処分は次による。

○ 付近に敷き均しする。

○ 配置図に示す場所 (運搬距離：約 km) に運搬し、見映えよく敷き均しする。

● 場外処分

(3) 路床及び路盤工事

ア 路盤を人力にて施工する場合、1層の仕上げ厚は、下層路盤は20cmまで、上層路盤は15cmまでとし、振動ローラ (タンバ) 等で入念に締固めを行うものとする。

イ 砕石敷きは、1層仕上げ厚20cm以下とし、締固め度は下層路盤工に準ずるものとする。

(4) アスファルト舗装工事

ア アスファルト混合物の配合は下表のとおりとする。

混合物の種類	標準配合
○ 密粒度733 (13)	共通仕様書 アスファルト混合物の種類と粒度範囲による。
○ 粗粒度733 (20)	共通仕様書 アスファルト混合物の種類と粒度範囲による。
● 再生密粒度733 (13)	共通仕様書 アスファルト混合物 (密粒度アスコン) に準ずる。
● 再生粗粒度733 (20)	共通仕様書 アスファルト混合物 (粗粒度アスコン) に準ずる。

イ 乳剤散布は下記を標準とする。

適用	使用材料	散布量	備考
●	アスファルト乳剤 PK-3	1.2L/m ²	粒状材料路盤面
●	タックコート	0.4L/m ²	アスファルト舗装面、安定処理路盤面、緑石等接触面

ウ マーキング工

マーキングに使用する材料及び塗布量は下記のとおりとする。

使用材料		散布量	備考
●	路面標示用塗料 (溶融式)	厚 1.5 mm	(白) 色 (ガラスビーズ入)
○	路面標示用塗料 (常温式)	0.4L/m ²	() 色
●	路面標示塗料用ガラスビーズ	13.3kg/100m ²	

(5) 材料仕様

ア 本工事の材料仕様は、本特記仕様書による他、共通仕様書の定めるところに従うものとし、これらに定めのない事項については監督官と協議するものとする。

イ 本工事に使用する材料は、材料表に示す J I S 又は同等以上の品質・規格を有するものとし、J I S 以外のものは J I S と同等以上であることを証明を受注者の負担において提出するものとする。

ウ 受注者は、本工事の特性、必要とされる強度、耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進するものとし、それにより材料を変更する場合は、監督官と協議するものとする。

エ その他の材料

材料名		規格	備考
1. 路盤工材料			
●1	粒度調整砕石 (M-30・M-40)	JIS A 5001 (道路用砕石)	上層路盤材
2. アスファルト舗装工材料			
●1	再生密粒度アスファルト混合物 (13)	共通仕様書の密粒度アスファルト混合物 (13) に準ずる。	
●2	再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	共通仕様書の密粒度アスファルト混合物 (20) に準ずる。	
●3	プライムコート	JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) PK-3	
●4	タックコート	JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) PK-4	
3. その他			
●1	路面標示用塗料 (溶融型)	JIS K 5665 (路面標示用塗料) 3種 1号 ガラスビーズ含有量 15～18%、溶融施工 ●白色・○黄色	道路用
●2	路面標示塗料用ガラスビーズ	JIS R 3301 (路面標示塗料用ガラスビーズ) 1号	

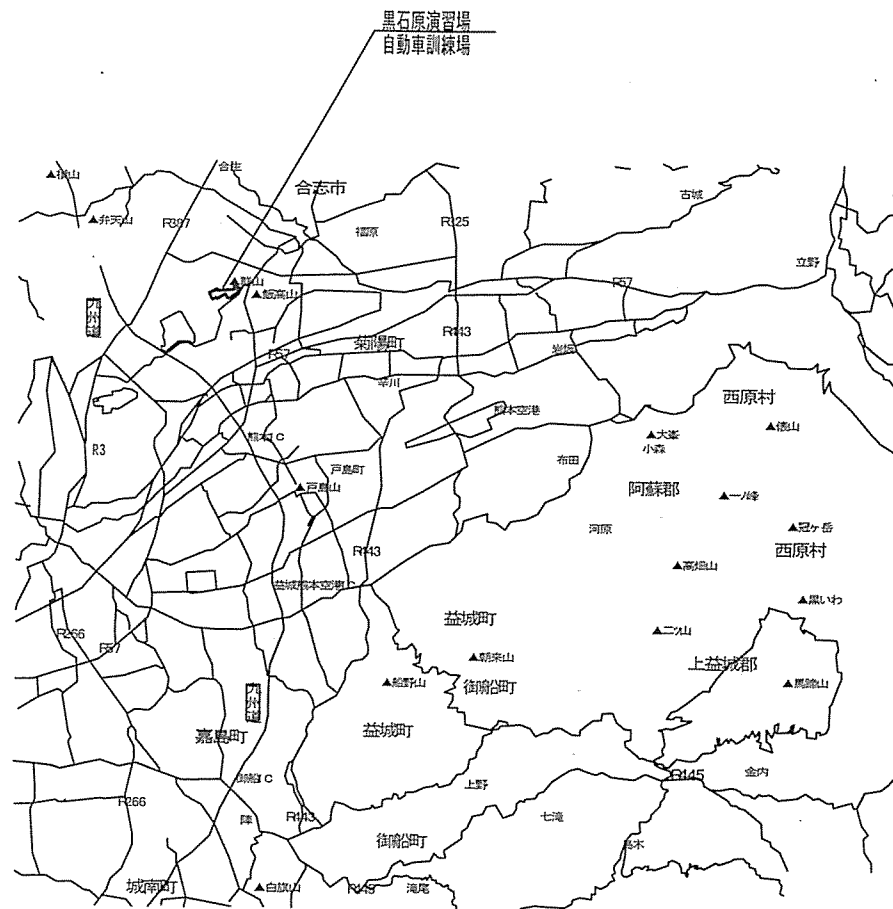
8 提出書類

(1) 種類・部数

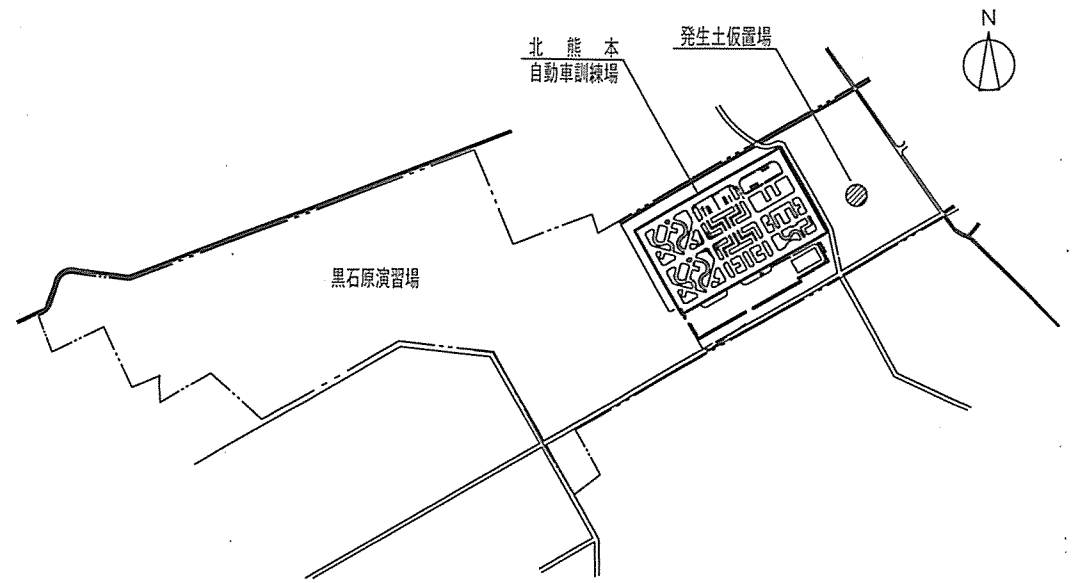
- ア 工程表 1部 (契約後すみやかに)
- イ 現場代理人等指名・変更通知書 1部 (契約後すみやかに)
- ウ 着工届 1部 (着工当日)
- エ 竣工届 1部 (完了当日)
- オ 工事打合簿、工事日誌 1部 (その都度)
- カ 材料検査簿 1部 (材料搬入時)
- キ 使用材料承認願及び承認図等 1部 (すみやかに)
- ク 作業写真 1部 (工事完了後すみやかに)
- ケ 工事内訳明細書 1部 (契約後すみやかに)
- コ 発生材引渡書 1部 (必要時のみ、引渡時)
- サ マニフェストの写し 1部 (処分完了後速やかに)
- シ 産業廃棄物運搬・処分業の許可証・契約書の写 1部 (契約後すみやかに)
- ス 施体制台帳の写し 1部 (工事施工前及び変更時)
- セ 各種報告書、試験成績書等 1部 (工事完了後すみやかに)
- ソ その他指示された書類 (その都度)

(2) 提出方法

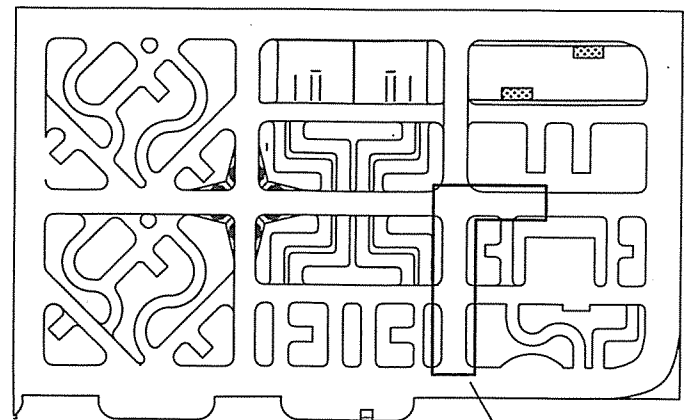
提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。



案内図 S=1/25000

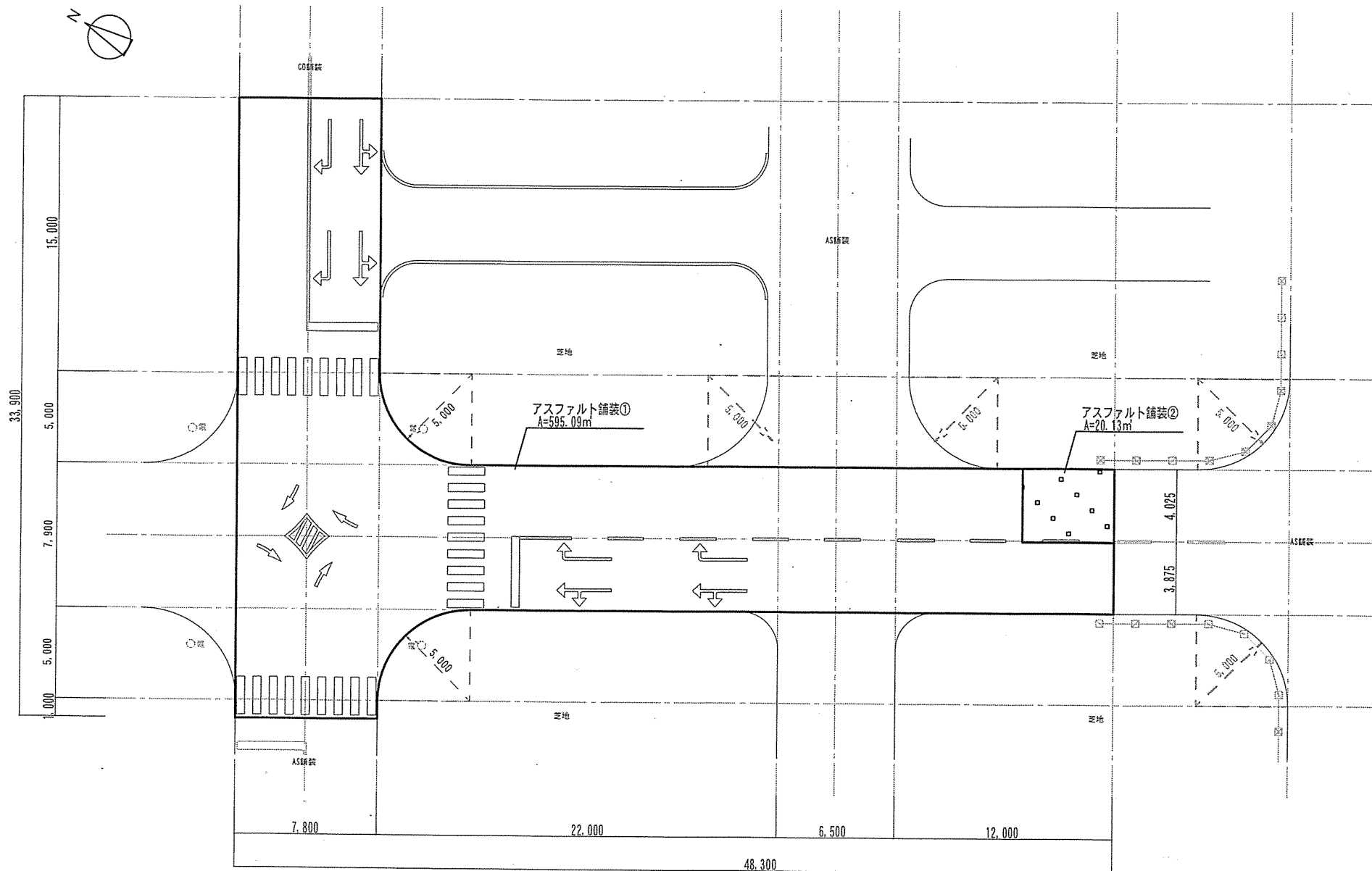


配置図 S=1/10000



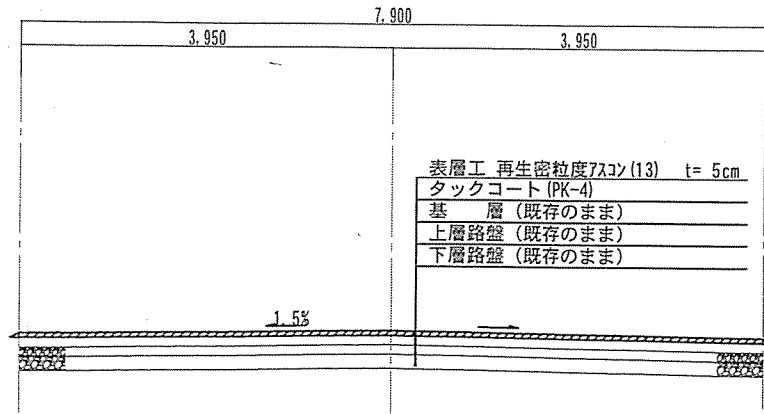
訓練場平面図 S=1/2500



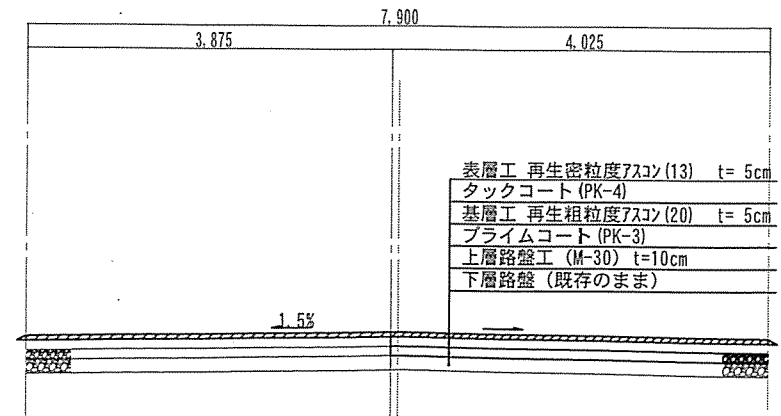


凡例

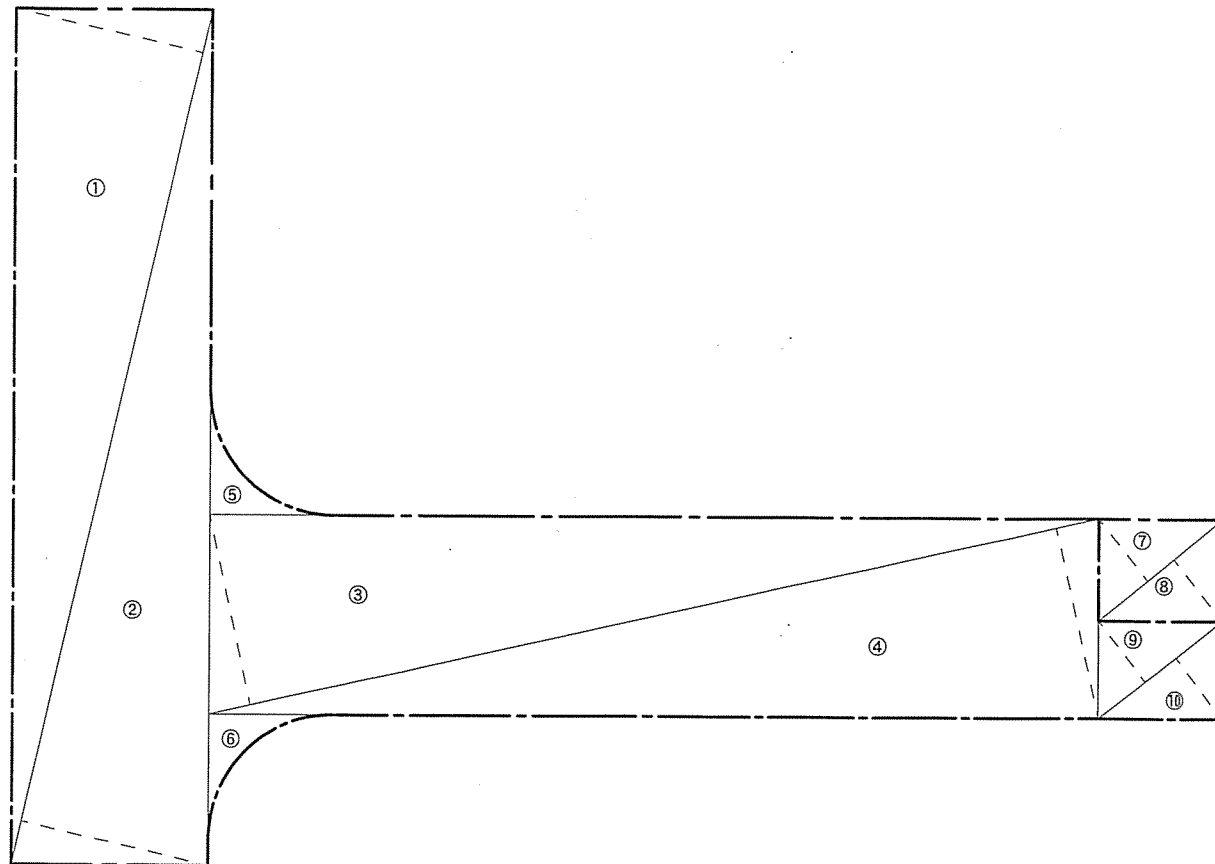
	AS舗装①: 切削オーバーレイ舗装
	AS舗装②: 上層路盤改良の後、アスファルト打設(基層)



アスファルト舗装①標準断面図 S=1/80



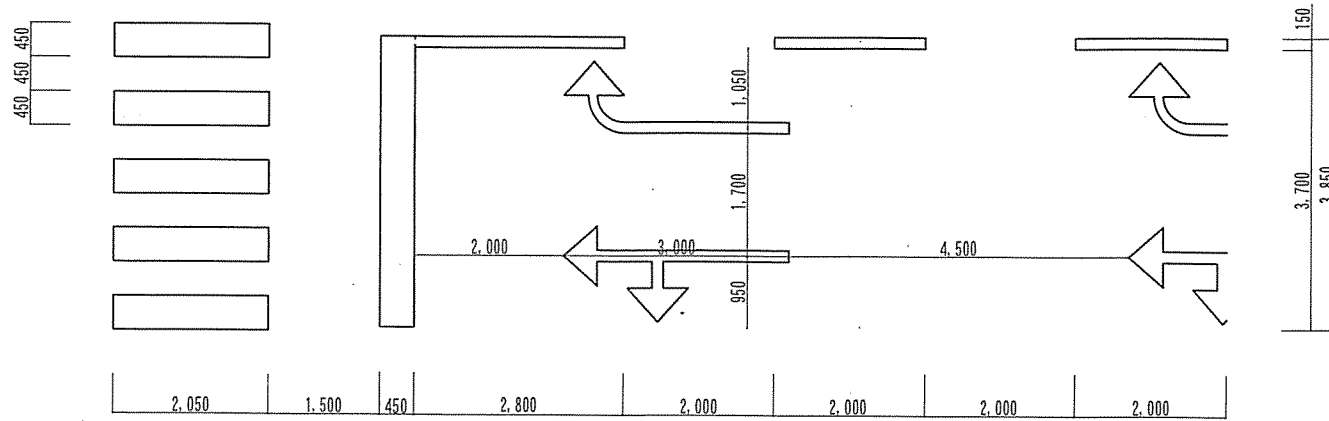
アスファルト舗装②標準断面図 S=1/80



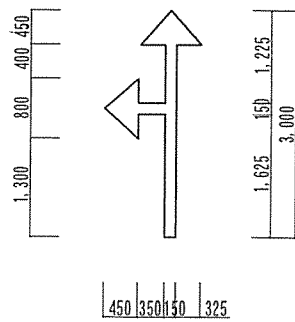
面積表

番号	底 辺	高 さ	倍面積
①	34.786	7.601	264.408
②	34.786	7.601	264.408
③	36.368	7.711	280.434
④	36.368	7.711	280.434
⑦	6.419	3.135	20.124
⑧	6.419	3.135	20.124
⑨	6.326	3.063	19.377
⑩	6.326	3.063	19.377
倍 面 積			1,168.686
面 積 (ア)			584.34

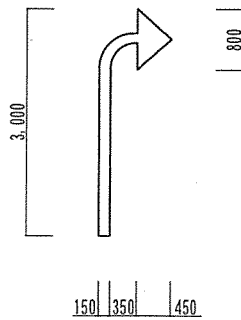
番号	底 辺	高 さ	面積 (a)	円面積	円面積 ÷ 4 (b)	(a) - (b)
⑤	5.000	5.000	25.000	78.500	19.625	5.375
⑥	5.000	5.000	25.000	78.500	19.625	5.375
面 積 (イ)						10.750
面積計 (ア) + (イ)						595.09



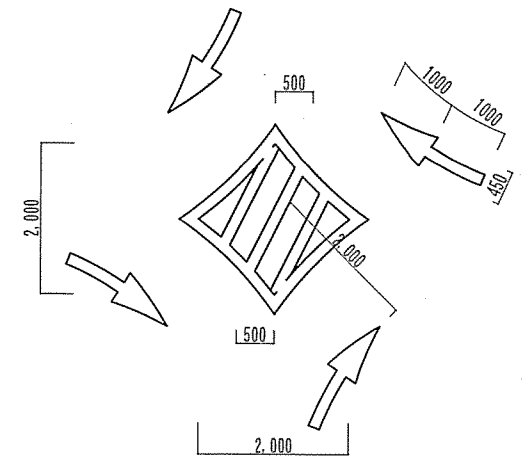
横断歩道・停止線・中央線



矢印(直線左折)



矢印(右折)



交差点(右折)

